株　主　各　位

第７期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

2018年６月４日

サノヤスホールディングス株式会社

目　　次

（１）事業報告の「新株予約権に関する事項」・・・・・・・・・・・１頁

（２）事業報告の「株式会社の業務の適正を確保するための体制に
関する事項」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２頁

（３）事業報告の「株式会社の支配に関する基本方針」・・・・・・５頁

（４）連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」・・・・・・・７頁

（５）連結計算書類の「連結注記表」・・・・・・・・・・・・・・・８頁

（６）計算書類の「株主資本等変動計算書」・・・・・・・・・・・・18頁

（７）計算書類の「個別注記表」・・・・・・・・・・・・・・・・・19頁

※上記の事項は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主の皆様に対して提供したものとみなされる情報です。

（１）事業報告の「新株予約権に関する事項」

Ⅰ．当期末において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

名称 （発行決議日）	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	行使期間	行使価額	保有する者の人数
平成28年度新株予約権 （2016年８月25日）	430個	普通株式 43,000株	2016年 ９月16日から 2046年 ９月15日まで	新株予約権１個 当たり100円 （１株当たり１円）	当社取締役 （社外取締役を除く） ９名 当社監査役 （社外監査役を除く） １名
平成29年度新株予約権 （2017年７月31日）	501個	普通株式 50,100株	2017年 ８月17日から 2047年 ８月16日まで	新株予約権１個 当たり100円 （１株当たり１円）	当社取締役 （社外取締役を除く） ９名

（注）1. 上記の新株予約権は、職務執行の対価として当社及び当社子会社の取締役（社外取締役除く）及び執行役員に対して割当てた、株式報酬型ストックオプションです。

（注）2. 上記の行使期間に関わらず、新株予約権者は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から５年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使できます。

Ⅱ．当期中において当社従業員等に交付した当社の新株予約権等

名称 （発行決議日）	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	執行役員		子会社の会社役員及び執行役員	
			交付人数	個数	交付人数	個数
平成29年度新株予約権 （2017年７月31日）	989個	普通株式 98,900株	４名	78個	30名	911個

（注）平成29年度新株予約権の内容の概要は、「Ⅰ．当期末において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等」に記載のとおりです。

（２）事業報告の「株式会社の業務の適正を確保するための体制に関する事項」

1. 株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、会社法第362条第４項第６号に規定される体制の整備について、「内部統制システム構築の基本方針」を定めております。

(1) 当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① サノヤスグループ企業倫理行動規範の周知及び教育研修活動により、役職員が全社的な価値観、倫理・法令遵守経営の重要性の認識を共有するよう、意識の徹底を図る。

② 取締役会の下に、全社横断的な組織として設置されたＣ＆Ｒ委員会が、倫理・法令遵守に係る継続的な教育啓蒙、指導、監督等の業務を行う。

③ 内部通報制度の運用、内部統制・監査部による倫理・法令遵守の状況の監査実施により、倫理・法令遵守の実効性を確保する。

(2) 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 社内規程に則り、取締役の職務の執行に係る情報を書面または電磁的媒体により適切に記録、保存し、かつ代表取締役の指揮の下、総務部または管理担当部署がこれを管理する。

② 上記の情報は、取締役及び監査役が取締役の職務の執行を監督・監査するに際し必要と認められるときはいつでも閲覧できるものとする。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理の基本事項を定めた社内規程に基づき、当社各部及び各子会社の業務に付随するリスク管理は、当社各部及び各子会社に義務付けるとともに、重大なリスクに関する事項については、当社各部責任者及び各子会社のリスク管理を所管する担当役員または部門長がＣ＆Ｒ委員会において報告する。

② Ｃ＆Ｒ委員会が、リスク管理に係る立案・実施支援、監督等の業務を行う。

③ 当社各部及び各子会社におけるリスク管理の状況を把握し、その有効性の検証を行い、必要に応じて改善を図るために内部統制・監査部による監査を実施する。

④ 緊急事態が発生した場合は、社内規程に基づき、予め定められた方法・伝達経路により直ちに当社社長に報告がなされるとともに対策本部を設置し、事態への適切な対応をとる。

(4)　当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　当社は、執行役員制度を採用し、取締役の監督機能の実効性確保を図るとともに、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を促進する。

②　職務の執行において必要な決裁体制を定めた社内規程に基づき、具体的施策等の意思決定に係る権限委譲を行う。

③　目標の明確な付与、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るために、当社及び子会社の目標値を年度予算として策定し、それに基づく予実算管理を行う。

(5)　当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

①　当社及び子会社における財務情報の適正性を確保し、信頼性ある財務報告を作成・開示するために必要な組織及び規程を整備する。

②　当社及び子会社における業務運営の状況を把握し、その改善を図るために内部統制・監査部による監査を実施する。

③　子会社において、経営上重要な事項を決定する場合は、社内規程等に基づき、当社へ事前協議を行う。

④　子会社は、業務執行状況及び財務状況は定期的に、業務上重要な事項が発生した場合は都度、当社に報告する。

⑤　Ｃ＆Ｒ委員会により、当社及び子会社における内部統制の改善策の指導、実施支援、助言を行う。

(6)　監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人の指示の実効性確保に関する事項

①　監査役は必要に応じ、総務部と協議のうえ、総務部所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。

②　監査役より監査業務に必要な事項を命じられた総務部所属の職員は、その遂行に関して独立性を阻害することがないよう、取締役、総務部長等の指揮命令または不当な制約を受けないものとする。

(7)　当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①　代表取締役及び子会社を所管する担当役員または部門長は、監査役ヒアリングにおいて、監査役に対し、当社及び子会社の現状と課題について報告を行う。

②　監査役は、取締役会及びその他の重要な会議に出席する。

③　経営会議資料及び稟議規程に基づき決裁された全ての稟議書を監査役へ供覧する。

④　当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人等は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

⑤　上記報告を行った当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人等に周知する。

(8)　その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務の執行により生ずる費用に関する事項

①　監査役が、会計監査人及び内部統制・監査部との連携並びに子会社取締役等からの報告等を通じて、当社グループにおける実効的な監査ができるよう取締役は協力するものとする。

②　当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、法に基づく費用等の前払いまたは償還を請求したときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。

2. 株式会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1)　内部統制全般

当社は、取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制を運用しております。また、金融商品取引法等に基づく財務報告に係る内部統制システムを整備・運用し、一部のプロセスを除き、評価は終了しております。なお、現時点で、会計監査人から重要な不備の指摘は受けておりません。

(2)　コンプライアンス及びリスク管理

Ｃ＆Ｒ委員会を年４回開催し、当社グループのコンプライアンス及びリスクに関わる問題の把握、分析を行い、その結果について取締役会に報告したうえ、グループ内で情報共有を図っております。また、「倫理・法令遵守規程」に定めた内部通報制度を通じた不適切事象の早期発見と、再発防止に取り組んでおります。

(3)　業務及び職務執行の適正及び効率性の確保

当社は、業務の執行に関わる権限を執行役員に委譲しております。重要案件は取締役会への上程前に経営会議に付議し、十分な議論を行うことで、取締役の職務執行の効率化を図っております。当期は、取締役会を13回、また経営会議を20回開催しております。

(4)　監査役の監査の実効性確保

監査役は、取締役会・経営会議等の重要な会議への出席のほか、内部統制・監査部、会計監査人と定期的あるいは随時に会合を行うとともに、代表取締役との定期会合、取締役等との面談・情報交換も実施しております。

(5)　内部監査

内部監査計画に基づき、内部統制・監査部が内部監査を実施し、その結果を月次で取り纏め、代表取締役に報告しております。

（３）事業報告の「株式会社の支配に関する基本方針」

Ⅰ　基本方針の内容

当社は、当社グループの財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上していくことを可能とする者が望ましいと考えております。もっとも、上場会社として当社株式の自由な売買が行われている以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強制するおそれがあるもの、株主の皆様が買付けの条件等について検討したり、当社取締役会が代替案を提案したりするための十分な時間や情報を提供しないもの等も散見されます。また、船舶部門及び陸上部門を手掛ける当社グループの経営においては、当社グループが保有する有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社グループに与えられた社会的使命、それら当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解に基づく中長期的な視野を持った経営施策が必要不可欠です。かかる買付行為がなされる場合や当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりかかる中長期的視野を欠く経営がなされる場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

従って、当社としましては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

Ⅱ　基本方針の実現に資する取組み

当社グループは、造船業を祖業として、「まごころこめて生きた船を造る」という、ものづくりに懸ける精神と培った技術を他分野に展開し、安全、環境の配慮と技術に裏打ちされた確かな品質・性能を備えた製品の提供を通じて、ステークホルダーである株主の皆様、顧客、仕入先、協力会社、金融機関、従業員から信頼され、社会にとって魅力ある企業として持続的に発展することを目指しています。

造船業界においては、“二つの過剰”（過剰船腹・過剰建造能力）による需給ギャップが大きく、生き残りをかけ、統合や合従連衡、海外進出といった規模拡大を図る動きも見られる中、当社を取り巻く環境も厳しい状況が続くことが見込まれます。

このような環境の下、当社は、グループの原点である造船業を“コア事業”、造船業以外の様々な多角化事業（陸上・レジャー）を“第二のコア事業”と位置付け、体質を強化し、環境の変化に柔軟に対応しながら、この二つの事業のバランスのとれた成長を通じて企業価値を持続的に高めていくため、「高い技術力」「強い現場力」「コスト競争力」「不断の経営革新」「人財重視経営」を基軸とする諸施策を推し進め、将来に亘って成長を続け、収益力を高める基盤づくりに取り組んでおります。また、グループ各社は、それぞれの事業環境に応じたビジネスモデルを構築し、“自立と自律”を目標にして一層の社業発展に努めております。

さらに、当社は、コーポレート・ガバナンスの強化の一環として、執行役員制度を導入しており、経営の「意思決定」及び「監督」機能と「業務執行」機能の分離を進めているほか、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の確立と取締役の経営責任を明確にするために取締役の任期を１年としております。また、取締役会の監督機能を高め経営の透明性を向上させるべく、３名の社外取締役と２名の社外監査役を独立役員として招聘しております。このような体制整備のほか、当社グループでは情報開示をより一層充実させることによって、株主の皆様やその他外部からのチェック機能を高め、経営の透明度を高めてまいりたいと考えております。

Ⅲ　基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、大規模買付行為を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法及びその他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

Ⅳ　上記の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記の各取組みは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではなく、いずれもⅠの基本方針の内容に沿うものであります。

連結株主資本等変動計算書

（2017年４月１日から
2018年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,538	727	11,616	△6	14,875
当期変動額					
剰余金の配当		△162			△162
新株の発行（新株予約権の行使）	0	0			0
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△4,260		△4,260
連結子会社株式の取得による持分の増減		0		0	0
連結子会社の合併に伴う持分の増減		△0		1	0
新株予約権の発行					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	0	△163	△4,260	1	△4,422
当期末残高	2,538	564	7,356	△5	10,453

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	2,896	34	△71	△405	2,454	18	0	17,349
当期変動額								
剰余金の配当								△162
新株の発行(新株予約権の行使)						△0		0
親会社株主に帰属する当期純損失（△）								△4,260
連結子会社株式の取得による持分の増減								0
連結子会社の合併に伴う持分の増減								0
新株予約権の発行						23		23
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	377	△36	40	114	495		△0	495
当期変動額合計	377	△36	40	114	495	23	△0	△3,903
当期末残高	3,274	△1	△31	△290	2,950	42	－	13,446

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連　結　注　記　表

1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1)連結の範囲に関する事項

連結子会社の数は16社であり、その社名は次のとおりであります。

サノヤス造船㈱、FL CLOVER MARITIME S.A.、サノヤス建機㈱、サノヤス・エンジニアリング㈱、サノヤス精密工業㈱、みづほ工業㈱、美之賀机械（无錫）有限公司、山田工業㈱、㈱大鋳、サノヤス・ビジネスパートナー㈱、㈱サノテック、サノヤス建物㈱、サノヤス・ライド㈱、サノヤス・ライドサービス㈱、Sanoyas Rides Australia Pty Ltd、サノヤス・インタラクションズ㈱

なお、2017年４月１日付で加藤精機㈱及びケーエス・サノヤス㈱は、吸収合併によりサノヤス精密工業㈱にその権利義務の全部を承継させ解散しました。

また、非連結子会社であったPT.DAICHU INDONESIAは2017年７月３日に解散しました。

(2)持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社は２社であり、その社名は次のとおりであります。

CENTENARY MARITIME S.A.、S&I MARITIME S.A.

持分法の適用手続きについて特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用関連会社のうち、CENTENARY MARITIME S.A.の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(3)連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、美之賀机械（无錫）有限公司の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。上記を除く連結子会社の決算日は、連結決算日と同一であります。

(4)会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

1)有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

2)デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……時価法

3)たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕　掛　品……主として個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

そ　の　他……主として移動平均法に基づく原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産……主として定率法

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物７～50年、機械装置６～25年であります。

また、2007年３月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。

無 形 固 定 資 産……定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

リ ー ス 資 産……所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

2)賞与引当金

従業員の賞与に充当するため、支給見込額基準により計上しております。

3)保証工事引当金

工事完成後に無償で補修すべき費用の支出に備えるため、過去２年間の実績を基礎とした発生見込額のほか、個別に勘案した見積額を計上しております。

4)受注工事損失引当金

連結会計年度末の未引渡工事で損失が確実視され、かつ、連結会計年度末時点で当該損失額を合理的に見積ることが可能な工事について、翌連結会計年度以降の損失見積額を引当計上しております。

5)固定資産撤去費用引当金

固定資産について、将来発生が見込まれる解体撤去に伴う費用の支出に備えるため、その費用見込額を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

1)退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2)数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

3)小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

⑤その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1)重要なヘッジ会計の方法

ⅰ)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ⅱ)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約取引及び金利スワップ取引

ヘッジ対象……外貨建予定取引及び借入金利息

ⅲ)ヘッジ方針

市場リスクに係る管理規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

ⅳ)有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段について、相場変動額またはキャッシュ・フロー変動額を、ヘッジ期間全体にわたり比較し、有効性を評価しております。

2)収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

3)消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

4)連結納税制度の適用

当社及び一部の子会社は連結納税制度を適用しております。

5)表示金額単位の変更

連結計算書類に掲載される科目、その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、当連結会計年度より百万円単位で記載しております。

2.連結貸借対照表に関する注記

(1)期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休業日であったため、次の期末日満期手形が当連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形	121	百万円
支払手形	1,249	百万円

(2)担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

建物	1,122	百万円
構築物	1,347	百万円
ドック船台	527	百万円
機械装置	175	百万円
運搬具	0	百万円
工具器具備品	7	百万円
土地	2,351	百万円
定期預金	18	百万円

②担保に係る債務

短期借入金	1,810	百万円
長期借入金(1年内返済予定を含む)	9,600	百万円

(3)損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と受注工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産のうち、受注工事損失引当金に対応する額は206百万円であります。

(4)有形固定資産の減価償却累計額　48,091 百万円

(5)財務制限条項

当社の全額出資子会社である、サノヤス造船㈱が金融機関数社と締結しているシンジケートローン契約の財務制限条項は次のとおりです。

シンジケートローン（2015年12月30日借入）

サノヤス造船㈱(借入人)

①借入人の各会計年度末における純資産の部の金額から、その他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益を控除した金額を8,343百万円以上に維持すること。

②借入人は、各会計年度末における経常利益を２期連続で赤字としないこと。

サノヤスホールディングス㈱(保証人)

①保証人の各会計年度末における連結の純資産の部の金額から、その他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益を控除した金額を12,698百万円以上に維持すること。

②保証人は、各会計年度末における連結の経常利益を２期連続で赤字としないこと。

なお、当連結会計年度末において上記両社①の財務制限条項に抵触しておりましたが、当社グループは、従前から取引金融機関との継続的な取引関係を構築しており、今回も当社グループの状況を詳細に説明して現状を認識いただいた結果、全参加金融機関から当該条項にかかる期限の利益喪失につき権利を行使しないことについての合意を得ましたので、当該契約が継続されることが確定しました。

3.連結損益計算書に関する注記

売上原価に含まれている受注工事損失引当金繰入額　　2,892 百万円

4.連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式の種類及び総数　　普通株式 32,600,600株

(2)剰余金の配当

①2017年６月23日の定時株主総会における配当決議

配当金の総額	162百万円
配当の原資	資本剰余金
１株当たりの配当額	５円
基準日	2017年３月31日
効力発生日	2017年６月26日

②2018年６月22日の定時株主総会において予定している配当決議

配当金の総額	162百万円
配当の原資	資本剰余金
１株当たりの配当額	５円
基準日	2018年３月31日
効力発生日	2018年６月25日

(3)当連結会計年度末における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　219,500株

5.減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
サノヤスホールディングス㈱ （大阪府大阪市）	事業用資産	ソフトウエア、その他
サノヤス建機㈱ （千葉県成田市）	事業用資産	その他
Sanoyas Rides Australia Pty Ltd （オーストラリア　メルボルン市）	事業用資産	建物、機械装置、ソフトウエア、その他

当社グループは、事業用資産については管理会計上の区分にてグルーピングを行っております。

事業用資産については、将来キャッシュ・フローの見積期間にわたって回収可能性が認められない、あるいは処分を見込んでいるため、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額または備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失（1,247百万円）として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

場所	建物	機械装置	ソフトウエア	その他	計
サノヤスホールディングス㈱ （大阪府大阪市）	－	－	78	10	88
サノヤス建機㈱ （千葉県成田市）	－	－	－	12	12
Sanoyas Rides Australia Pty Ltd （オーストラリア　メルボルン市）	287	795	3	60	1,147
合計	287	795	81	83	1,247

サノヤスホールディングス㈱及びサノヤス建機㈱の該当する事業用資産は将来キャッシュ・フローが見込まれないため、備忘価額まで減額しております。

また、Sanoyas Rides Australia Pty Ltdの事業用資産は当該事業が継続的に営業損失を計上しているため減損損失を認識しました。なお、Sanoyas Rides Australia Pty Ltdの事業用資産は回収可能価額を使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローを9.0％で割引いて算定しました。

6．金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

当社グループは、必要な資金の調達については主に銀行借入による方針であります。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高確認を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制をとっております。

また、投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、保有有価証券の多くが取引先の上場株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

長期貸付金は、主に関連会社に対するものであり、貸付先の信用リスクに晒されています。当該リスクに対しては、貸付先企業の財務内容等を定期的にモニタリングする体制としています。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払法人税等は、１年以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。先物為替予約取引等は、通常の輸出入取引に係る為替相場の変動によるリスクを軽減するため成約額の範囲内に限定して行っております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2018年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注２）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預金	23,019	23,019	－
②受取手形及び売掛金	14,235	14,235	－
③投資有価証券	6,402	6,402	－
④長期貸付金	538	538	－
資産計	44,195	44,195	－
①支払手形及び買掛金	12,044	12,044	－
②短期借入金	4,630	4,630	－
③未払法人税等	72	72	－
④長期借入金 （１年内返済予定を含む）	17,921	17,918	3
⑤リース債務 （１年内返済予定を含む）	1,104	1,092	12
負債計	35,772	35,756	15
デリバティブ取引（※）			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	－	－	－
②ヘッジ会計が適用されているもの	0	0	－
デリバティブ取引計	0	0	－

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債権となっております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

①現金及び預金、並びに ②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引先金融機関等から提示された価格等によっております。

④長期貸付金

長期貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利によるものは、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しておりますが、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

負　債

①支払手形及び買掛金、②短期借入金、並びに ③未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④長期借入金、並びに ⑤リース債務

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループ各社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を同様の新規借入において想定される利率又は新規にリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金のうち金利スワップの特例処理の対象とされているものの時価は（下記 デリバティブ取引 参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算出する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記 負債 ④長期借入金 参照）。

為替予約等の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額 その他有価証券251百万円 関係会社株式60百万円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産 ③投資有価証券」には含めておりません。

7. 資産除去債務に関する注記

(1) 当該資産除去債務の概要

主としてレジャー事業における遊園地との営業委託契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を見積り、割引率は使用見込期間に対応する国債の利率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

変動の内容	当連結会計年度における総額の増減
期首残高	582百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	2百万円
時の経過による調整額	0百万円
履行による減少額	△79百万円
見積の変更による減少額	△58百万円
その他増減額	△0百万円
期末残高	445百万円

8. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	411円42銭
(2) １株当たり当期純損失(△)	△130円77銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

株主資本等変動計算書

（2017年４月１日から
2018年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	2,538	1,110	7,958	9,068	△1,293	△1,293	△5	10,307
当期変動額								
欠損填補			△1,293	△1,293	1,293	1,293		－
剰余金の配当			△162	△162				△162
株式交換による増加			0	0			0	0
新株の発行(新株予約権の行使)	0	0		0				0
当期純損失(△)					△1,717	△1,717		△1,717
新株予約権の発行								
当期変動額合計	0	0	△1,456	△1,456	△423	△423	0	△1,879
当期末残高	2,538	1,110	6,501	7,612	△1,717	△1,717	△4	8,428

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	18	10,326
当期変動額		
欠損填補		－
剰余金の配当		△162
株式交換による増加		0
新株の発行(新株予約権の行使)	△0	0
当期純損失(△)		△1,717
新株予約権の発行	23	23
当期変動額合計	23	△1,856
当期末残高	42	8,470

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子　会　社　株　式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの……移動平均法による原価法

②デリバティブの評価基準及び評価方法

デ リ バ テ ィ ブ……時価法

③たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品……主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2)固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産……定率法

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物８～50年であります。

また、2007年３月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。

無 形 固 定 資 産……定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(3)引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与に充当するため、支給見込額基準により計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

1)退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2)数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4)その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

②ヘッジ会計の方法

1)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

2)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘ ッ ジ 手 段……金利スワップ取引

ヘ ッ ジ 対 象……借入金利息

3)ヘッジ方針

市場リスクに係る管理規程に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

4)有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段について、キャッシュ・フロー変動額を、ヘッジ期全体にわたり比較し、有効性を評価しております。

③消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

④連結納税制度の適用

当社は連結納税制度を適用しております。

⑤表示金額単位の変更

計算書類に掲載される科目、その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、当事業年度より百万円単位で記載しております。

2.貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額　326 百万円

(2)保証債務

以下の連結子会社の金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。

サノヤス造船㈱　9,300 百万円

(3)関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	497 百万円
長期金銭債権	1,000 百万円
短期金銭債務	1,346 百万円

3.損益計算書に関する注記

(1)関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	172 百万円
その他の営業取引高	720 百万円
営業取引以外の取引による取引高	3 百万円

(2)関係会社株式評価損は、連結子会社であるSanoyas Rides Australia Pty Ltdに対する株式評価損1,029百万円であります。

4.株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び数　　普通株式 20,715 株

5.税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

株式評価損	1,403 百万円
繰越欠損金	335 百万円
退職給付引当金	101 百万円
資産除去債務	3 百万円
その他	34 百万円
繰延税金資産小計	1,878 百万円
評価性引当額	△1,878 百万円
繰延税金資産合計	－

(繰延税金負債)

資産除去債務に対する除去費用	△1 百万円
前払年金費用	△1 百万円
未収事業税	△0 百万円
繰延税金負債合計	△3 百万円
繰延税金資産(負債)純額	△3 百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

（単位：百万円）

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注8）	科　目	期末残高（注8）
子会社	㈱サノテック	直接100%	同社製品の購入 業務委託等 役員の兼務	業務委託料(注1)	85	未払金	58
子会社	みづほ工業㈱	直接100%	役務の提供等	管理業務委託料(注1)	33	－	－
子会社	サノヤス建機㈱	直接100%	役務の提供等 役員の兼務	管理業務委託料(注1)	18	－	－
子会社	サノヤス・エンジニアリング㈱	直接100%	役務の提供等	管理業務委託料(注1)	21	－	－
子会社	サノヤス造船㈱	直接100%	従業員の兼務 出向等 役員の兼務	兼務者に関する経費負担受入(注2)	482	未収入金	132
				出向料の受取(注3)	73		
				債務保証(注4)	9,300		
				被債務保証(注5)	12,748		
子会社	サノヤス・ライド㈱	直接100%	役務の提供等 役員の兼務	管理業務委託料(注1)	27	－	－
				資金の貸付(注6)	－	長期貸付金	1,000
				利息の受取(注6)	8	－	－
				資金の借入(注6)	1,000	短期借入金	1,000
				利息の支払(注6)	14	－	－
子会社	サノヤス・インタラクションズ㈱	直接100%	役務の提供等 役員の兼務	増資の引受(注7)	1,670	－	－
				貸付金の回収(注6)	500	－	－
				利息の受取(注6)	3	－	－
				関係会社事業損失引当金の戻入	50	－	－

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場の実勢価格等を勘案して、価格交渉の上決定しております。

(注2) 当社とサノヤス造船㈱を兼務している者の人件費をはじめとする経費を業務量に応じ分担しております。

(注3) 出向料の受取については、出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を受け取っております。

(注4) 金融機関からの借入に対して、債務保証を行っております。

(注5)当社の借入金について、サノヤス造船㈱より債務保証及び有形固定資産5,489百万円の担保提供を受けております。
(注6)資金の借入及び貸付は、融資契約に基づくものであります。また金利については、市場金利を勘案して合理的に決定されております。
(注7)子会社が行った増資を全額引き受けたものであります。
(注8)上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

7. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	258円69銭
(2) １株当たり当期純損失(△)	△52円72銭

8. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2018年４月27日開催の取締役会において、2018年７月２日を効力発生日とする会社分割（吸収分割）により、当社のＭ＆Ｔグループ（Machinery&Technology Group、以下「Ｍ＆ＴＧ」という。）を統括・支援する機能を、当社100％出資の連結子会社であるサノヤスＭＴＧ㈱に承継させる会社分割契約締結の決議を行い、同日付で締結しています。

(1)会社分割の目的

当社は、祖業である造船事業を“コアビジネス”とする一方、造船以外の事業を“第二のコアビジネス”と位置付け、事業の多角化に取り組んで参りましたが、海運・造船業はボラティリティが極めて高く、現下の造船不況が長期化することも想定しておく必要がある中で、“第二のコアビジネス”を一層強化することが、当社の経営安定化のため喫緊の課題と考えています。

このような事業環境のもと、当社は陸上事業とレジャー事業をそれぞれ営む子会社グループを統合し、Ｍ＆ＴＧとして再編するとともに、同グループを統括・支援する会社として「サノヤスＭＴＧ㈱」を設立することにより、“第二のコアビジネス”の一層の強化を図って参ります。

これに伴い、2018年７月２日を効力発生日とする会社分割（吸収分割）により、当社のＭ＆ＴＧを統括・支援する機能を、当社100％出資の連結子会社であるサノヤスＭＴＧ㈱に承継させることとしました。

(2)会社分割の概要

①承継する相手会社の名称　：サノヤスＭＴＧ㈱

②分割する事業の内容　　：Ｍ＆ＴＧに関する経営管理を主な業務とする統括事業

③分割の時期　　：2018年７月２日

④分割に係る割当ての内容　：本件会社分割に際し、サノヤスＭＴＧ㈱は、普通株式200株を新たに発行し、そのすべてを当社に対して割当交付します。

(3)実施した会計処理の状況

「企業結合に関する会計基準（企業会計基準第21号 平成25年９月13日）」及び「企業結合会計基準及び事業分割等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年９月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定です。